**資料１１**

## 議題１１　公共施設の利活用について（愛西市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）建物が建っている土地の売却額算定方法 |
|---|---|
| 名古屋市 | 施設を廃止する場合は、その施設での公的利用の有無について全庁に照会をしており、その後の活用について庁内の会議において決定している。 |
| 豊橋市 | ５年に一度施設評価を実施し、その結果を踏まえ、施設廃止計画を策定し、処分方法を予め決定している。<br>なお、利活用については、内部検討やサウンディングを行っている。 |
| 岡崎市 | 情報収集や活用手法の検討を行ったうえで、公共施設等マネジメント推進会議を始めとした検討体制により、具体的な活用方針を全庁的に決定している。 |
| 一宮市 | 遊休資産となる事案がある場合は、資産経営課に連絡し、資産経営課から全課に活用希望調査を実地する。活用希望がある場合は、事業計画や担当課へのヒアリングにより活用内容を把握し、総合管理計画及び個別施設計画との整合性を考慮した計画書案を提出してもらう。その後に必要があれば、計画案を専門部会（関係課長級会議）で検討したのち、計画案（必要があれば事務局案追加）を修正して公共マネジメント推進会議（副市長を会長とした関係部長級会議）を開催し、全庁的な観点から方針を検討する。<br>活用希望がない場合は、普通財産の処分に関する審議会を開催し、原則として建物付き土地として売却する方針で審議する（場合によっては解体についても審議する）。 |
| 瀬戸市 | 「瀬戸市公共施設等総合管理計画推進本部調整部会」にて今後の利活用等を含めた方針を決定しています。 |
| 半田市 | 土地対策会議において、今後の方針を決定する。（他の施設に活用、売払うなど） |
| 春日井市 | 利活用希望の有無を全庁に照会し利活用希望がなければ、普通財産へ分類替を行い売却等を行う。 |
| 豊川市 | 他部署へ利活用の照会(施設所管部署)　→　利活用無　→　解体(施設所管部署)、用途廃止　→　普通財産へ所管換え(土地)<br>他部署へ利活用の照会(施設所管部署)　→　利活用有　→　新所管部署へ所管換え(土地・建物) |
| 津島市 | 津島市公共施設等総合管理計画推進会議にて方針等を決定している。 |
| 碧南市 | 市の幹部職員が出席する、市有財産利活用推進会議で方針を決定。 |
| 刈谷市 | 本市では、公共施設の配置等の見直しが必要となった場合に、施設の統合・転用・廃止等を検討し、施設の再編等を実施している。これまでに、施設単体での廃止あるいは解体のみを行った事例はないが、新庁舎建設（平成２２年１０月供用開始）や刈谷駅南口再開発に合わせて、周辺施設の統廃合や機能転換を行っている。 |
| 豊田市 | 廃止予定の施設については、用途廃止前に全庁に利用意向照会を行って具体的な用途など会議体等による協議・検討のうえ、利活用策の方向性を決定している。 |
| 安城市 | 公共施設保全整備会議で存廃を含む施設の今後の方針について協議、その後実施計画を踏まえ、方針決定することとしています。 |
| 西尾市 | 内部での利活用を検討したあとに、原則売却としています。 |
| 蒲郡市 | 廃止施設について庁内で利活用について、照会し、活用したい部署と協議を行っている。 |
| 犬山市 | 市幹部で構成される利活用検討委員会に諮り、方針を決定している。 |
| 常滑市 | 利用について→希望者からの相談があればその都度対応をしており、活用方法の募集等は行っていません。<br>解体等について→解体することにより土地の活用が見込まれる施設や、土地を民間から借用している施設を優先的に解体しています。 |
| 江南市 | 公共施設総合管理計画や公共施設再配置計画に基づき、跡地利活用の市の方針を決定し、議会に協議している。今後は、方針の決定のためサウンディング調査の実施も検討する。 |
| 小牧市 | 事例なし |
| 稲沢市 | 企画部門が中心となり、廃止施設を所管する部署及び新たな利活用手段を所管する部署を交えて協議、検討を行っています。 |
| 新城市 | 本市では令和２年度に策定した新城市公共施設個別施設計画において各施設の方向性を定めており、再編・廃止施設と定められたものについて、これ以上行政目的がないと判断した場合に、利活用や解体を検討することとしている。<br>施設の性格や立地にもよるが、一例として<br>①その施設の今後について、庁内で十分調整し市の方針を決定する。<br>②関係地域住民や利用者に市の方針を説明し、協議や調整を行う。<br>③関係地域住民や利用者との合意が図られたら、解体・利活用に向け必要な準備を始める。<br>という手順が考えられる。<br>以前は住民側から提案していただくようお願いしていたが、長年にわたり課題解決できない状態が続いている。そのため一部地域から「まず市側で方針を示してもらい、それを基に協議したい」という意見が聞かれるようになり、現在は上記のような手順を考えている。 |
| 東海市 | ①建物の耐用年数に余裕があり、その建物を他の行政目的で利用することができる場合は用途変更を行い、新しい建物の建設を抑制します。また、利用する行政目的がない場合には、建物の民間への貸付け等を検討します。<br>②建物の活用の見込みがない場合には、敷地について、他の公共建築物の移転先等としての活用を検討します。<br>③建物と敷地の双方について、行政利用が見込めない場合は、建物を解体し、跡地の貸付けや売却を行います。<br>なお、利活用についての実績はありません。<br>参考：東海市公共施設等総合管理計画 |
| 大府市 | 理事者を含めた内部会議にて方針決定 |
| 知多市 | 財産有効活用検討委員会に諮り、施設ごとに検討している。<br>これまでの例として、建築年月日が古く、耐久性等に不安がある建物について、解体を前提とした事業用定期借地の公募を行った。また、そのまま活用できそうな施設については、現状のまま一般競争入札にかけている。 |

## 議題１１　公共施設の利活用について（愛西市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）建物が建っている土地の売却額算定方法 |
|---|---|
| 知　立　市 | 直近では、廃止施設の利活用等の方針（施設の解体取り壊しを行わず、現状有姿のまま売払）は、庁議等で決定した上で、施設廃止条例を議決しています。 |
| 尾 張 旭 市 | 市長、副市長及び部長級以上の職員で構成される行政経営本部会議において方針を決定している。 |
| 高　浜　市 | 高浜市公共施設総合管理計画の方針に基づいた、庁内での公共施設推進本部会議を経て、公共施設推進プランの作成及び毎年度更新(HP公表)を行っているため、用途廃止が行われた施設の利活用及び解体等の方針決定及び周知も行われていると考えます。 |
| 岩　倉　市 | 廃止施設や複合化、廃止施設の利活用等の方針については、岩倉市公共施設等総合管理計画推進本部にて決定している。なお、公共施設再配置計画にて、再配置計画案を再配置計画期間である40年を10年毎に４期に区分し、各期の計画案を策定する際には検討委員会の設置やパブリックコメントを実施するなどして市民からの意見を募っている。 |
| 豊　明　市 | 市の経営戦略会議に諮る等して方針を決定している。 |
| 日　進　市 | 総合管理計画、個別施設計画等で必要となる公共施設は管理しており、管理対象から外れ使用がなくなったり、建替えとなる場合には解体となる。 |
| 田　原　市 | ①庁舎内の他部署での活用が見込めるか調査→②地域で活用方法があるか、コミュニティに諮る→③施設の活用方法が見つからなければ、売却も含め、処分を検討する。 |
| 愛　西　市 | 廃止施設についてHP上で利活用について、提案を求め、提案者と協議を行っている。 |
| 清　須　市 | ・公共施設の管理方針等を具体的に示した公共施設個別施設計画に基づき決定している。 |
| 北名古屋市 | 市幹部が集う政策会議において、施設廃止の検討を行い、他部署での利活用又は売却の方針を決定する |
| 弥　富　市 | 検討中 |
| みよし市 | 現在、事例がありません。 |
| あ　ま　市 | 廃止施設の管理課において利活用（素案）を検討もしくは他部局からの提案を求め、内部の委員会に図り、利活用、解体もしくは売却等の方針を決定していく。 |
| 長久手市 | 廃止施設に関する利活用について、庁内調査を行い、調査結果を庁内会議体（公共施設推進連絡会議及び公共施設推進作業部会）に諮り、方針を決定しています。 |